

○財務省告示第二百八十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十六年八月十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年九月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十
三回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特定参加者ごとに応募限度額を
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特

六										五									
ハ					ロ					イ									
行争非者特国					行争非者特国					行争非者特国									
入価・別債市					入価・別債市					入価・別債市									
札格第参加場					札格第参加場					札格第参加場									
発競Ⅱ					発競Ⅰ					発競Ⅰ									
額面金額で八百七十九億円					額面金額で五百二十五億円					額面金額で五千四百六十七億円									
										込募各当も各 み限度債市。の申 の額の市場特別 応募額の範囲参加 を割りにお者ごの り当いて各の てる。申応					発別 行参 「加 と者 い・ う第 。Ⅱ 非 価 格 競 争 入 札				

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・
払 過 札 格 第
込 利 発 競 II
み 子 率 行 争 非

十 四
初 期 利 子

(一) 年

一・七パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する日に払い込
むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 17}{100} \times \frac{55}{365}$$

(二) 発行時

発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
に、ついで、前記(一)の算式に
より算出した金額から、該金
額に百分の二十・三・五を乗
じ、た金額(たし、三・五を乗
じ、た金額)を、おいて、取
得する者
が、非居住者又は外国人居
る場合、又は、前記(一)の算
式による算出した金額に、該
よる場合、又は、前記(一)の算
式による算出した金額に、該
居住者又は外国人居る者が適
用される
ける所得税の税率を乗じた金
額(を控除することができる)。

平成二十六年十二月十日を
払期とし、次の算式により支
払た金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に払う。以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十六年八月十四日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成五十六年六月二十日	る利息を支払う。以前六月間に属す
					いて、その日以、各支払期にお
					日を支払期とし、及び十二月二十
					毎年の六月二十日及び十二月二十
					子の
					後第二期